

品川区伝統工芸保存会助成金交付要綱

制定	平成19年9月 1日	区長決定 要綱第18号
改正	平成21年3月31日	要綱第91号
改正	平成27年3月31日	要綱第179号
改正	平成31年3月29日	要綱第138号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区伝統工芸保存会（以下「保存会」という。）が行う販路拡大事業を支援することにより、区内の伝統的産業の振興を図ることを目的とする。

(助成事業および助成金)

第2条 品川区伝統工芸保存会助成金（以下「助成金」という。）の交付対象となる事業は別表に定め、区長が予算の範囲で決定する。

(助成金の交付申請)

第3条 保存会は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添付して、区長に申請しなければならない。

- ・事業計画書
- ・収支予算書

(助成金の交付決定)

第4条 区長は、前条の申請があった場合において、助成金を交付することを適当と認めるときは、助成金交付決定通知書（第2号様式）により保存会に通知するものとする。

(助成事業の変更等)

第5条 保存会は、助成事業の内容を著しく変更し、または助成事業を中止しようとするときは、あらかじめ助成事業変更（中止）承認申請書（第3号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の申請を受けた場合において、承認することを適当と認めるときは、助成事業変更（中止）承認通知書（第4号様式）により助成事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 保存会は、助成事業が完了したとき（助成事業の中止の承認を受けたときを含む。）または助成金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、速やかに助成事業実績報告書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第7条 区長は、前条の報告があった場合において、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（第6号様式）により保存会に通知するものとする。

2 前項の規定による交付すべき助成金の確定額は、助成事業の実施に要した経

費の額または交付決定した助成金の額のうち、いずれか少ない額とする。

(助成金の請求)

第8条 保存会は、前条の交付決定通知を受けたときは、指定期日までに請求書(第7号様式)を提出し、助成金の交付を区長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 区長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(助成金の経理等)

第10条 保存会は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(検査)

第11条 保存会は、区長が助成事業の運営および経理等の状況について検査を求めたとき、または助成事業について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成19年9月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

別表

助成対象事業	内 容	助成率	助成金額
製品の販売拡大事業	保存会会員の製品の販路拡大を支援することを目的とする、イベント等への出展や販路開拓支援のための経費で、当該年度に支出した経費	10/10	予算の範囲

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

品川区長 へ

団体名 _____
代表者氏名 _____
住 所 _____

助成金交付申請書

品川区伝統工芸保存会助成金について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 団体名 _____

2 助成金申請額 〃 _____

3 添付書類

- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書

第2号様式（第4条関係）

第 年 月 日 号

品川区伝統工芸保存会 様

品川区長

助成金交付決定通知書

品川区伝統工芸保存会助成金について、下記のとおり交付決定します。

記

1 団 体 名 _____

2 助成金交付決定額 〃 _____

品川区長 へ

団体名 _____
代表者氏名 _____
住 所 _____

助成事業変更（中止）承認申請書

助成事業の内容を変更（中止）したいので、下記のとおり申請します。

記

1 団体名 _____

2 計画変更の内容

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

3 添付資料

- ・ 変更後の事業計画
- ・ 変更後の収支予算書
- ・ その他参考となる資料

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区伝統工芸保存会 様

品川区長

助成事業変更（中止）承認通知書

助成事業の内容の変更（中止）については、承認したので通知します。

.....
.....
.....
.....

品川区長 へ

団体名 _____
代表者氏名 _____
住 所 _____

助成事業実績報告書

品川区伝統工芸保存会助成金について、下記のとおり実績報告書を提出します。

記

- 1 団体名 _____
- 2 添付書類
 - ・ 実績報告書
 - ・ 収支決算報告書

品川区伝統工芸保存会 様

品川区長

助 成 金 額 確 定 通 知 書

品川区伝統工芸保存会助成金について、実績報告書を審査した結果、その額を下記のとおり確定します。

記

1 団 体 名 _____

2 助成金確定金額 ¥ _____

第7号様式（第8条関係）

請 求 書

金 額	百	十	万	千	百	十	円
-----	---	---	---	---	---	---	---

品川区伝統工芸保存会助成金を請求します。

年 月 日

品 川 区 長 あて

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

住 所 _____